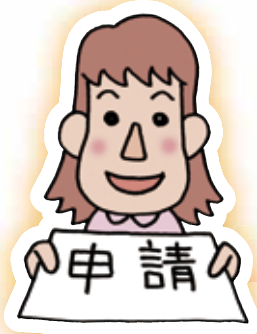




特定信書便事業のご案内





はじめに

信書便事業とは、「信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業」です。

その類型としては、「特定信書便事業」及び「一般信書便事業」の2つがあり、いずれも総務大臣の許可が必要となっています。本パンフレットは、主に「特定信書便事業」についてご案内するものです。



目次

■ 役務内容(特定信書便事業とは)	3
■ 事業許可申請から事業開始まで	4
■ 許可基準等(事業開始にあたって)	5
■ 主なビジネスモデルの概要	7
■ 特定信書便事業Q&A～手続関係編	9
■ 特定信書便事業Q&A～役務関係編	11
■ 特定信書便事業Q&A～業務関係編	13
■ 申請及び連絡先一覧	裏表紙



特定信書便事業とは

高度化・多様化するニーズに応えるため、創意工夫を凝らした特定のサービスを提供する事業です。



特定信書便事業の役務内容

■以下の3つの特定信書便役務のうち、いずれかに該当する「特定サービス型」の事業です。

<p>POINT 1 長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、または重量が4kgを超える信書便物を送達する役務。</p> <p>または 重量4kgを超える 信書便物</p>	<p>POINT 2 信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達する役務。</p> <p>送達 3時間以内</p>	<p>POINT 3 その料金の額が800円を超える信書便物を送達する役務。</p> <p>800円を超える料金</p>
--	---	---

(参考) 一般信書便事業の役務内容

■以下の一般信書便役務を全国提供する条件で、すべての信書の配達が可能となる「全国全面参入型」の事業です。

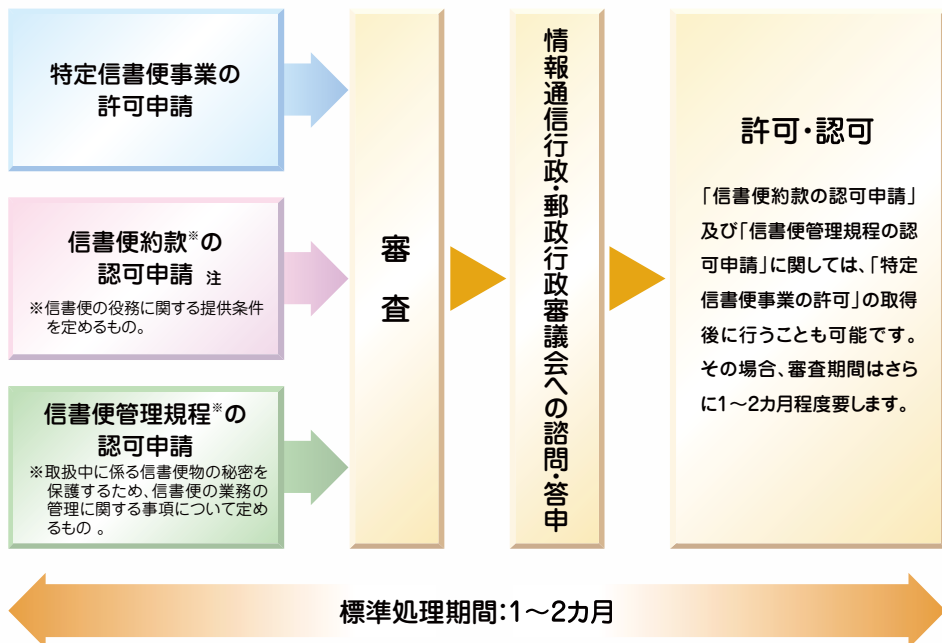
長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を国内において差し出された日から、原則4日以内に送達する役務。

4日以内
30cm以下 3cm以下
40cm以下
重量250g以下
送達

※①利用しやすい全国均一料金(25グラム以下の軽量信書便物の料金の上限は、84円)、②全国における原則毎日1通からの引受け・配達、③随時、簡易かつ秘密の保護が確実な差出方法の確保という条件が付されています。

事業許可申請から事業開始まで

特定信書便事業の開始にあたっては、「特定信書便事業の許可申請」、「信書便約款の認可申請」、「信書便管理規程の認可申請」が必要となります。



申請にあたっては、裏表紙の管轄区域をご確認のうえ、最寄りの総合通信局、沖縄総合通信事務所または総務省までお問い合わせください。



注 総務大臣が定めて公示した標準信書便約款と同一の信書便約款を定めたときは、総務大臣の認可を受けたものとみなします。

許可基準等

事業開始にあたって

特定信書便事業の開始にあたっては、次の基準を満たしていただく必要があります。これらの基準は、「信書の送達」の業務の実施にあたって、必要不可欠なものです。



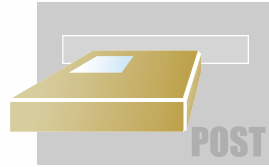
特定信書便事業の許可基準

■事業計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること

受取人への手交や確実な受箱投函（郵便・新聞受箱等への投函）



受取人への手交



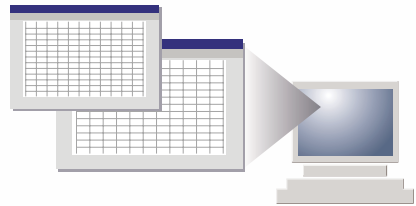
受箱投函

■その他事業の遂行上適切な計画を有するものであること

交通法令の遵守（3時間以内の送達の役務のみ要記載）



適正かつ明確な収支見積の算出

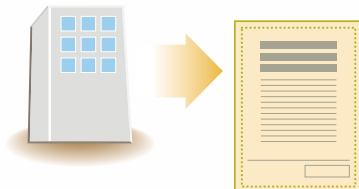


■事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること

財産的基礎



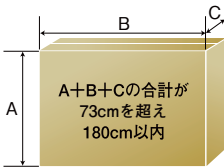

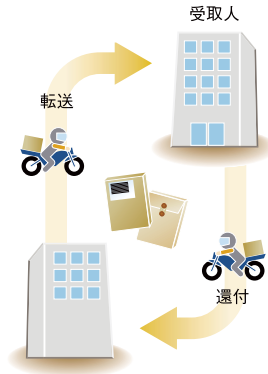
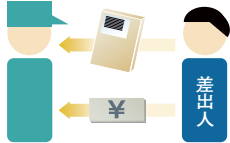
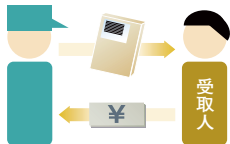
関係行政庁の必要な許可



貨物自動車運送事業法の許可など

信書便約款の認可基準

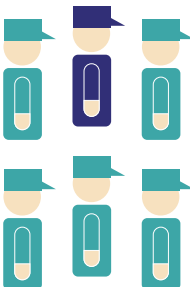


- 信書便物の引受け、配達、転送及び還付ならびに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項、その他信書便事業者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

<p>大きさ及び重量の制限</p> <p>大きさの制限(例)</p>  <p>重量の制限(例)</p> 	<p>転送及び還付の条件</p>  <p>差出人 転送の条件(例) 受取人の住所変更の届出の日から 1年以内に限り転送</p>	<p>料金の収受に関する事項</p> <p>差出人から受取(例)</p>  <p>受取人から受取(例)</p> 
--	--	--

- 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

信書便管理規程の認可基準

- 信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であること

<p>事業場ごとの信書便管理者の選任</p> 	<p>信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法</p> 	<p>業務に従事する者への教育及び訓練</p> 
--	--	---

主なビジネスモデルの概要

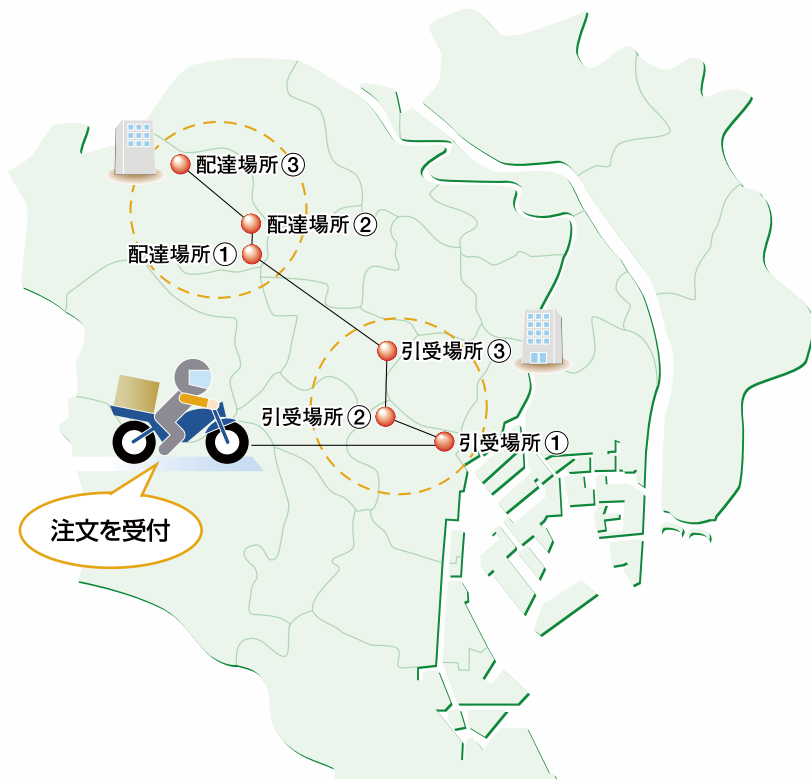
現在提供されている特定信書便事業の主なビジネスモデルについてご案内します。



直送注文集配サービス

■ 電話・FAX・インターネット・営業所などで注文を受付。注文情報に基づき、引受けから配達までを行います。

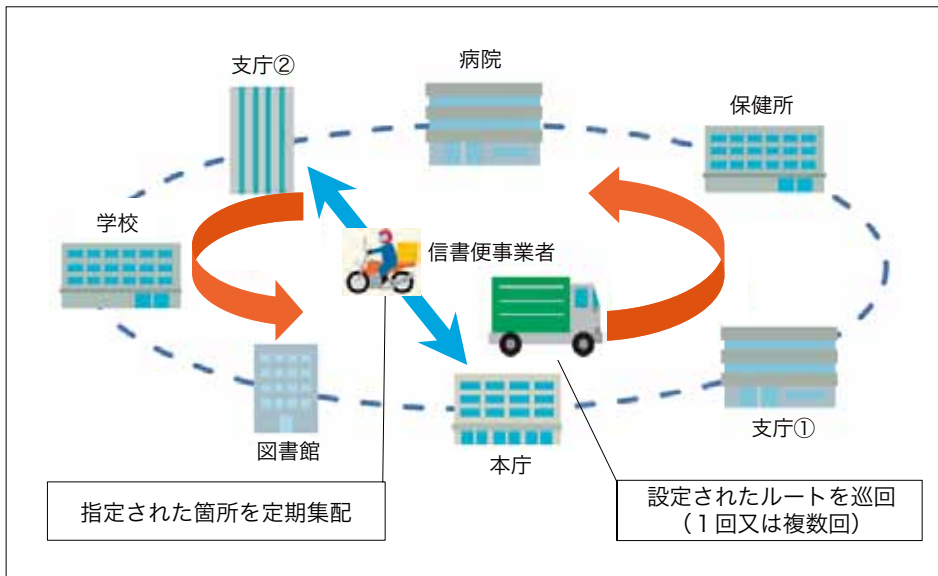
複数箇所引受・複数箇所配達の場合



◎3時間サービスの場合、引受けから配達完了までの所要時間が3時間以内に収まるように配達します。
【例】引受けから配達完了までの総移動距離が、概ね○○km以内で収まるように配車

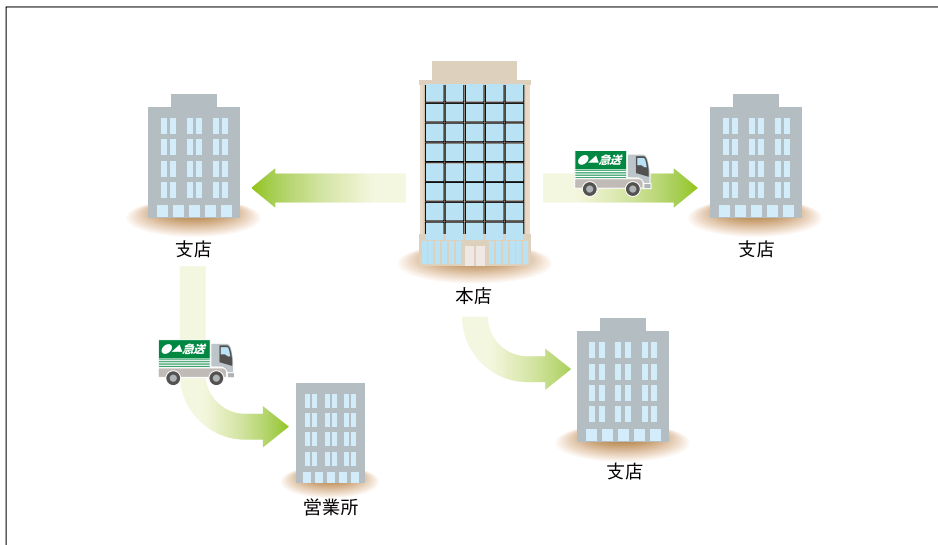
巡回集配サービス

■例えば、関係施設（支庁・学校・図書館など）を1日1～数回巡回して、信書便物を集配します。



定期集配サービス

■例えば、本店から差し出される信書便物を毎週金曜日に受け取り、翌週月曜日に支店に配達するなど決まった日時、決まった場所で定期的に信書便物を集配します。



特定信書便事業 Q&A

事業開始前



申請手続に関しては、どのくらい費用が必要でしょうか？



申請手数料や審査手数料などの費用は必要ありませんが、事業許可を取得した際に、登録免許税として3万円の納付が必要です。
※一般信書便事業の場合は9万円

申請手続

不要

申請手数料

審査手数料

必要

登録免許税

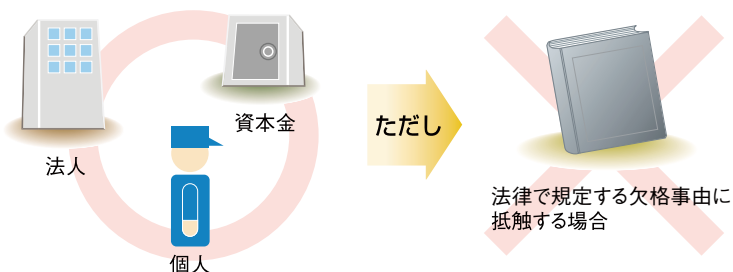
3万円



特定信書便事業の許可申請にあたり、資本金の額等の条件はありますか？



資本金の額等に特段の条件はなく、また、法人・個人の別も問われません。ただし、法律で規定する欠格事由に抵触する場合は、申請を行っても許可を受けることができません。



手続関係編



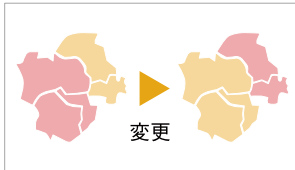
事業開始後

Q

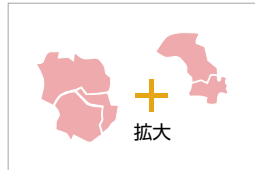
特定信書便事業を開始した後に、提供区域や料金を変更する場合、新たに申請をしなければならないのですか？また、その際には新たに登録免許税が必要になるのでしょうか？

A

3時間以内の送達の役務については、提供区域・区間の変更または拡大の際、事業計画の変更手続が必要となります（他の信書の送達の役務については必要ありません）。なお、特定信書便役務の場合、料金の設定・変更についての手続は何ら必要ありません。また、登録免許税3万円は、許可を受ける際に納付すれば、以後、新たな納付は必要ありません。



事業計画の変更手続が必要（3時間以内の送達の役務のみ）



変更手続不要

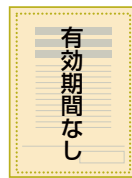


Q

信書便事業の許可は、何年かごとに更新手続を行う必要がありますか？

A

事業許可には免許のような有効期間がないため、更新の手続は必要ありません。



許可状



手続不要

特定信書便事業 Q&A



特定信書便事業を行う場合、3種類の役務すべてを提供しなくてはならないのですか？



3種類の役務すべてを提供する必要はありません。提供役務の種類は自由に選択でき、追加・変更することもできます。（提供役務の種類を追加・変更する場合には、事業計画の変更手続等が必要となります。）

いずれかに該当すれば可



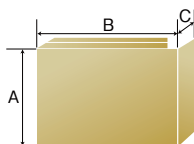
追加・変更も自由に選択



長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超えるものを取り扱う場合、重量が4kgを超えるという条件も同時に満たす必要がありますか？



必要ありません。取り扱う信書便物が、長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超えるか、または重量が4kgを超えることのいずれかに該当すれば結構です。



$A+B+C=73\text{cm}$ を超える信書便物

または



3時間以内の送達の役務の「3時間以内」とは、どの時点からどの時点までを示すのでしょうか？



「3時間以内」とは、信書便物が差し出された時から配達されるまでに要する時間が3時間以内であることを意味します。



役務関係編



Q

料金が800円を超える役務の場合、その料金は消費税を抜いて800円を超えなければならないのですか？

A

料金は、消費税も含めて801円以上で設定されていれば結構です。



Q

信書便事業者は、国際間の信書送達を取り扱うこともできるのですか？

A

できます。この場合、許可申請の際に当該役務を行う国の国名（地域名）をお知らせいただくとともに、役務提供国において信書の送達事業を行える権限を有していることを証する書類を提出いただくことになります。なお、800円を超える業務については、総務省令で定める料金を超える額での取扱いとなります。



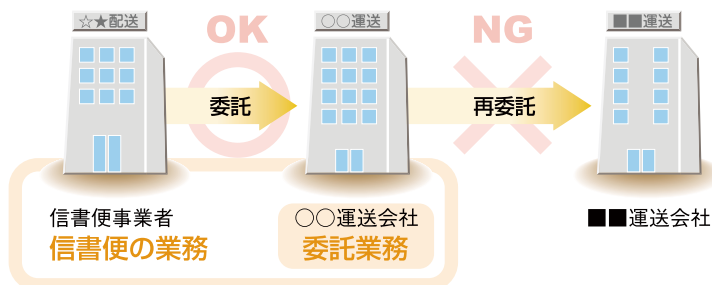
特定信書便事業 Q&A

Q

業務体制を見直し、配達業務を外部に委託したいと思いますが可能でしょうか？

A

信書便の業務の一部を委託しようとするときは、認可が必要です。ただし、原則として第三者への再委託や、信書便の業務の全ての委託は認められません。



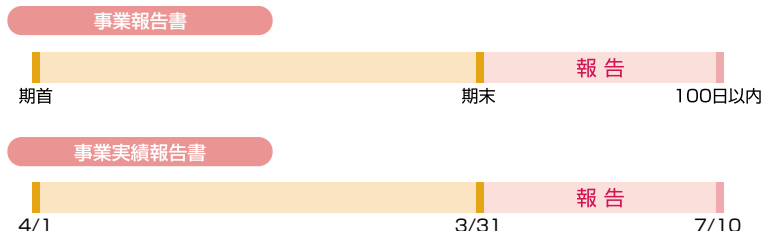
Q

定期的に業務の報告をする必要はありますか？

A

事業報告書と事業実績報告書の2種類について報告する必要があります。
事業報告書は、経営形態等を毎事業年度の経過後100日以内に報告していただきます。
事業実績報告書は、前年4月1日から当年3月31日までの期間の取扱実績等を7月10日までに報告していただきます。

※平成27年12月より様式が変わりました。

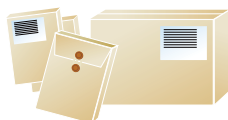




検査はありますか？



初めて信書便物の引受けのあった年度の翌年度に、事業場への立入検査を行います。この検査で、業務運営が適正と認められれば、以後、重大な事故や法令違反がない限り、立入検査は有りません。(翌年度以降、必要に応じて自主点検報告を行っていただく必要があります。)



初めて信書便物を引受け

4/1

検査

3/31



特定信書便マークとは何ですか？



信書を取り扱うことが可能であることを明解に示すことを目的として、平成22年3月に、総務省で「特定信書便マーク」を制定し、商標登録をしています。特定信書便事業者は、商標に係る通常使用権の許諾を受けることで、特定信書便マークを無料で使用することができます。



お問い合わせは、お近くの総合通信局または総務省へ。

名称	管轄区域	住所	電話番号・Eメール (信書便監理室)
北海道総合通信局	北海道	〒060-8795 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎12階	TEL : 011-709-2311(内線:4684) sinsyobin-hokkaido@soumu.go.jp
東北総合通信局	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎12階	TEL : 022-221-0631 tohoku-shinshobin@soumu.go.jp
関東総合通信局	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎22階	TEL : 03-6238-1641 03-6238-1642 kanto-shinsyobin@soumu.go.jp
信越総合通信局	新潟県 長野県	〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎5階	TEL : 026-234-9932 shinetsu-shinshobin@soumu.go.jp
北陸総合通信局	富山県 石川県 福井県	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階	TEL : 076-233-4428 hokuriku-shinsyobin@soumu.go.jp
東海総合通信局	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	〒461-8795 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館4階	TEL : 052-971-9115 tokai-shinshobin@soumu.go.jp
近畿総合通信局	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	〒540-8795 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階	TEL : 06-6942-8596 kinki-shinsyobin@soumu.go.jp
中国総合通信局	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	〒730-8795 広島県広島市中区東白島町 19-36 1階	TEL : 082-222-3400 chugoku-shinsyobin@soumu.go.jp
四国総合通信局	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	〒790-8795 愛媛県松山市味酒町 2-14-4 2階	TEL : 089-936-5031 shikoku-shinshobin@soumu.go.jp
九州総合通信局	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟11階	TEL : 096-326-7847 kyusyu-shinshobin@soumu.go.jp
沖縄総合通信事務所	沖縄県	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区 5階	TEL : 098-865-2388 okinawa-shinshobin@ml.soumu.go.jp

総務省 情報流通行政局 郵政行政部 信書便事業課	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 合同庁舎第2号館11階	TEL : 03-5253-5974 : 03-5253-5976 shinshobin@soumu.go.jp
-----------------------------	---	--